第12号議案

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう に定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市保健センターにおける乳がん検診の視触診の廃止に伴い,この条例を 制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市保健センターの管理に関する条例(昭和45年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
胃部集団検診	(略)		胃部集団検診	(略)	
乳がん検診			乳がん検診		
			<u>視触診</u>	1件	400円
マンモグラフィ	1 件	2,000円	<u>視触診・</u> マンモグラフィ	1件	2,000円
子宮がん検診~肝炎ウイルス検診	(略)		子宮がん検診~肝炎ウイルス検診	(略)	
備考 (略)	·		備考 (略)	·	

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市保健センターにおける乳がん検診の視触診の廃止に伴い、この条例を制定 しようとするもの。

2 改正の内容

乳がん検診の視触診を廃止することとする。(別表関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

1 改正の背景

平成28年2月4日付け健初第0204第13号厚生労働省健康局長より発出された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」において、乳がん検診の検診項目として「視触診」は推奨されないことが示された。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」抜粋

- 第3 がん検診
 - 5 乳がん検診
 - (1) 検診項目及び各検診項目における留意点

乳がん検診の検診項目は、問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)とする。

なお、視診及び触診(以下「視触診」という。)は推奨しないが、仮に 実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。

2 乳がん検診(マンモグラフィ)の使用料

保険診療の算出方法を参考にし、医科診療報酬点数に基づき積算

① 初診料 282点

② 写真診断 (乳房撮影) 306点

③ 乳房撮影 (デジタル撮影) 202点

④ 電子画像管理加算(乳房撮影) 54点

8 4 4 点 (①+②+③+④) × 1 0 円 (単価) × 0. 3 (自己負担割合) = 2,5 3 2 円 = 2,0 0 0 円